

募 集 要 領

「舞台付きレストラン（仮称）の基本計画策定に係るアドバイザー業務」に係る企画提案書の提出に関する詳細は下記によるものとする。

1. 公示日 令和8年10月9日

2. 契約担当役等

契約担当役

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 長谷川 眞理子

3. 趣旨

「国立劇場の再整備に係る整備計画」に基づき、伝統芸能と食文化などを組み合わせて体験できるようなイベントスペースとして整備する舞台付きレストラン（仮称）（以下「舞台付きレストラン」という。）について、長期にわたり持続可能な事業運営を実現するための基本計画の策定に際し、民間事業者の創意工夫やノウハウの積極的な活用による施設整備及び維持管理・運営手法の導入可能性を調査・検討し、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）における舞台付きレストランの基本計画策定に係る支援を行うアドバイザー業務である。

契約相手先の特定に当たっては、価格の低廉性以上に、提案内容及び業務の実施体制について入念に比較・検討する必要がある。よって、簡易公募型プロポーザル方式により広く募集し、最も振興会の要求に合致する者と契約を締結することとする。

4. 業務概要

（1）業務名称

舞台付きレストラン（仮称）の基本計画策定に係るアドバイザー業務

（2）業務内容

別冊2「業務委託仕様書」のとおり

（3）履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日（金）まで

（4）想定予算額

上限42,000,000円（消費税等込）

5. 支払条件

全ての業務完了後、日本国通貨により一括して支払う。

6. 受注資格の喪失

本業務を受注した事業者（再委託先を含む。以下同じ。）及び本業務を受注した事業者と資本・人事面等において関連を有する事業者は、将来にわたり本業務に関連する事業（舞台付きレストランの施設整備、維持管理及び運営等に関する事業、並びに「国立劇場再整備等事業」を含むが、これらに限らない。）の応募者（応募者を構成する者を含む。）としての資格又は受注資格を失う。

上記の「本業務を受注した事業者と資本・人事面等において関連」があるとは、次の①又は②に該当することをいう。

①本業務を受注した事業者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。

②代表権を有する役員が本業務を受注した事業者の代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

7. 参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省における令和7・8年度の設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格において「その他のコンサルティング業務」の認定を受けている者又は独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和8年度の「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」等級の認定を受けている者（全省庁統一資格において「関東・甲信越地域」における当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。）であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限の日から企画提案書の特定の日までに、独立行政法人日本芸術文化振興会、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして文部科学省発注の設計・コンサルティング業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(イ) 「暴力団員が実質的に経営を支配する業者とは、「法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員、その支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(ロ) 「これに準ずるもの」とは、次のいずれかに該当する者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

- 1) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしてい

るときにおける当該有資格業者。

2) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(ハ) 「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

(6) 平成23年4月以降に元請として履行を完了した、次の業務の実績を有すること（共同体等グループの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

・PPP／PFI関係コンサルタント業務

(7) 次の①から③までに掲げる業務担当者を配置できること。ただし、総括担当者と主任担当者の兼務は不可とし、②の主任担当者と③の主任担当者の兼務は可とする。①の総括担当者及び②の主任担当者は、本業務に専念できる者であり、企画提案書提出者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

①総括担当者（1名）

②PPP／PFI導入可能性調査及び基本計画案の取りまとめを担当する主任担当者（1名）

③建築、設備等に係る設計と条件の整理を担当する主任担当者（1名）（ただし、一級建築士又は建築設備士の資格を有する者に限る。）

(8) 契約担当役が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

(9) 「国立劇場再整備等事業」の入札（令和8年3月31日公告）に参加を表明している者（構成員及び協力企業を含む。）でないこと。

8. 審査のための提出書類

(1) 参加を希望する者は、以下に掲げる書類を提出しなければならない。

①企画提案書（様式1）

②一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し

③誓約書（様式2）

④企画資料（様式3～11）

⑤見積書（任意様式）

⑥ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況に係る書類（取得している場合は、以下の写しを提出すること）

(a) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定）等に関する基準適合一般事業主認定通知書

(b) 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

- (c) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- (d) 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画策定届（策定義務がない事業主で計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）
- (e) 上記(a)から(d)までの認定の対象とならない外国法人については、内閣府男女共同参画局長が発出する「ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書」

(2) 提出様式及び記載上の留意事項

上記（１）に示す審査のための提出書類は、別冊１「企画提案書作成要領」に従い、同「企画提案書等提出様式」に示す様式により作成し、提出すること。

(3) 提出期限、場所及び方法等

- ①提出期限 令和８年１１月１７日（火）午後５時
※受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前１０時から午後５時までとする。
- ②提出場所 〒１０２－８６５６ 東京都千代田区隼町４－１
独立行政法人日本芸術文化振興会 財務部契約課国立劇場再整備担当室
担当：下村・石村
電 話 ０５０－１７５４－５９８１（直通）
- ③提出方法 持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。なお、電送によるものは受け付けない。
- ④提出部数 上記（１）①～③及び⑥は各１部とする。④及び⑤については正本１部と副本７部を作成すること。副本には、提出者を特定することができる内容（具体的な企業名、社章等、総括担当者名、主任担当者名、再委託予定先の企業名等）を記載してはならず、記載している箇所についてはマスキング（墨塗り）すること。

９．企画提案書を特定するための審査方法及び審査基準

別紙「審査基準」による。なお、見積金額が４２，０００，０００円（消費税等含む。）を上回る場合は受注候補者として特定しない。

１０．企画提案書の特定

- (１) 企画提案書の提出者（以下「企画提案者」という。）が上記７．に掲げる参加資格を満たしているかの確認を、上記８．(３)①の提出期限の日を基準日として行う。
- (２) 上記７．に掲げる参加資格を満たしている企画提案者の企画提案書の中から、上記９．に掲げる基準に基づき、企画提案書を特定する。
- (３) 特定する企画提案書の数１件とする。
- (４) 上記（２）の特定の結果は、遅滞なく書面により通知する。

１１．特定後の手続き

振興会は、上記１０．により特定された者（１者）と契約を締結する。契約に当たっては特定された企画提案書の全てを採用するものではない。

1 2. 非特定理由に対する質問書について

- (1) 企画提案書を特定されなかった者は、文書によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 提出期限、場所及び方法
 - ①提出期限 上記10.(4)の通知した日の翌日から起算して7営業日以内
※受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。
 - ②提出場所 上記8.(3)②に同じ。
 - ③提出方法 持参又は郵送(提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。なお、電送によるものは受け付けない。
- (3) 上記(1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ①回答期限 上記(2)①の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に回答する。
 - ②回答方法 質問回答書を郵送する。

1 3. 本件手続きに対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 本件手続きに対する質問がある場合は、文書(様式12)により提出すること。
- (2) 提出期限、場所及び方法
 - ①提出期限 令和8年11月10日(火)午後5時
 - ②提出場所 上記8.(3)②に同じ。
 - ③提出方法 持参、郵送(提出期限内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、電子メール又はFAX(電話にて着信を確認すること。)により受け付ける。
電子メール keiyakuka-nt@ntj.jac.go.jp
FAX番号 050-3385-3233
※持参の場合、受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。
- (3) 質問に対する回答は、振興会のホームページ上で公開するので、各自で確認すること。

1 4. 接触の制限

本競争に参加を検討する者及び参加を希望する者は、本競争及び「国立劇場再整備等事業」の入札(令和8年3月31日公告)に係る手続きの公平性及び公正性を担保するため、「国立劇場再整備等事業」の入札(令和8年3月31日公告)に参加を表明している者(構成員及び協力企業を含む。)との接触を禁ずる。なお、本業務を受注した者も同様とする。ただし、「国立劇場再整備等事業」の事業者決定後は、この限りではない。

1 5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 企画提案書の無効等
 - ①虚偽の内容が記載されている企画提案書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

②企画提案書が次の条件のいずれかに該当する場合は失格となることがある。

ア) 別冊 1「企画提案書作成要領」に示す事項に適合しないもの。

イ) 本募集要領に定める提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。

ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

③企画提案者が上記 1 4. に示す制限に違反した場合は失格となることがある。

- (6) 本業務に直接関係する業務の契約を本業務の契約相手方と随意契約により契約する予定の有無 有
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 8. (3) ②に同じ。
- (9) 企画提案書は、返却しない。
- (10) 企画提案書は、本手続以外に企画提案者に無断で使用しない。ただし、企画提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するために必要がある場合は、公表することがある。
- (11) 企画提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (12) 企画提案書の提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
また、企画提案書に記載された担当予定者は、傷病、死亡、退職等の極めて特別な理由があると認めた場合を除き当該予定者を配置できない場合は、企画提案書の特定についてはこれを取り消す。
- (13) 企画提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (14) 別冊 1 に示す「企画提案書等提出様式」の様式 1 及び様式 2 並びに見積書（任意様式）の押印は省略することができる。ただし、その場合、書類上の「本件責任者及び担当者」に氏名及び連絡先を記載すること。
- (15) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（振興会 HP トップページ＞調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。

（参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>）

以上

審査基準

I 企画提案書の特定方法

- 提出された企画提案書について、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）内に設置するアドバイザー選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、下記Ⅱの得点が最も高い企画提案書を特定する。
- 必要に応じ、審査期間中に企画提案書の詳細に関して追加資料の提出や説明を求めることがある。
- 下記Ⅱの1から4までに定める項目のうち、一部の評価が著しく低い場合等、別途検討の必要があると認められる場合は、再度必要な審査を行う。

Ⅱ 評価方法

選定委員会の委員ごとに、下記1から4までの各項目について次の〔評価基準〕による評価を行うとともに、企画提案者がワーク・ライフ・バランス等の推進に係る保有認定書等を有する場合は、下記5のワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価に基づき、1から4までの評価点に加点し、各委員の合計点の平均を企画提案者の得点とする。

〔評価基準〕

「1 業務担当予定者の能力」及び「2 企画提案書の提出者の能力」については、評価基準に基づき設定する評価係数を、各評価事項の配点に乗じて評価点を算出する。

「3 業務の実施方針」及び「4 課題に対する提案」については、下表の評価基準に対応する評価係数を、各評価事項の配点に乗じて評価点を算出する。

評価基準	評価係数
A（大変優れている）	1.0
B（優れている）	0.8
C（普通）	0.6
D（やや劣っている）	0.4
E（劣っている）	0.2

1 業務担当予定者の能力（20点満点）

評価事項	評価基準	評価点 (配点)
①総括担当者の 経験及び実績	配置予定の総括担当者が、以下の業務の経験及び実績を有しているか。 ・PPP／PFI関係コンサルタント業務。 ※豊富な経験を有し、より上位の役割（総括担当者、主任担当者等）を担った実績を有する者を重視する。	10点

②主任担当者の経験及び実績	「PPP／PFI導入可能性調査（※１）」及び「基本計画案の取りまとめ（※２）」を担当する配置予定の主任担当者が、以下の業務の経験及び実績を有しているか。 ・PPP／PFI関係コンサルタント業務。 ※豊富な経験を有し、より上位の役割（総括担当者、主任担当者等）を担った実績を有する者を重視する。	5点
	「建築、設備等の設計と条件の整理（※３）」を担当する配置予定の主任担当者が、設計業務の経験及び実績を有しているか。 ※特に、飲食施設及び劇場施設に係る設計業務の実績を有する者を重視する。	5点

※１：業務委託仕様書Ⅱ．１．（１）に示す業務をいう。

※２：業務委託仕様書Ⅱ．１．（３）に示す業務をいう。

※３：業務委託仕様書Ⅱ．１．（２）に示す業務をいう。

2 企画提案書の提出者の能力（１０点満点）

評価事項	評価基準	評価点 (配点)
類似業務の実績	企画提案書の提出者が、以下の業務の実績を有しているか。 ・PPP／PFI関係コンサルタント業務。 ※特に、飲食施設の管理・運営を含むPPP／PFI事業関係のコンサルタント業務の実績を有する者を重視する。	10点

3 業務の実施方針（３０点満点）

評価事項	評価基準	評価点 (配点)
①業務目的及び業務内容の理解度	業務目的及び業務内容を十分に理解し、本業務の特性、前提条件及び主要な課題を的確に認識しているか。	5点
②実施方針及び実施手法の妥当性	舞台付きレストラン（仮称）の運営方針と事業性を一体的に検討する実施方針、実施手法及び業務手順が具体的に示され、その内容が妥当かつ実現可能なものとなっているか。	20点
③工程計画の妥当性及び実現性	業務委託仕様書に定める業務内容及び履行期限を踏まえ、各業務に必要な期間及び相互の関係が適切に設定され、妥当かつ実現可能な工程計画となっているか。	5点

4 課題に対する提案（60点満点）

評価事項	評価基準	評価点 (配点)
①課題1 効果的なサウンディングを実施するための留意事項	本業務の目的を踏まえ、効果的なサウンディングを実施するための提案について、的確性、具体性、妥当性及び実現性を評価する。	30点
②課題2 「上質なサービス・事業性・新規来場者獲得」を実現するための留意事項	「上質なサービス・事業性・新規来場者獲得」を実現するための考え方について、的確性、具体性、妥当性及び実現性を評価する。	30点

5 ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価（10点満点）

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により加点する。ただし、複数の認定等が該当する場合、最も得点が高い区分により加点する。（以下の認定等を有しない場合、本項目は0点となる）。また、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（プラチナえるぼし認定・えるぼし認定）等

・プラチナえるぼし認定＝10点

※女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

・えるぼし認定 3段階目＝8点

※女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定

・えるぼし認定 2段階目（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝7点

※女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定

・えるぼし認定 1段階目（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝4点

※女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定

・行動計画策定済※＝2点

※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（プラチナくるみん認定企業・くるみん認定企業・トライくるみん認定企業）等

・プラチナくるみん認定＝10点

※次世代法第15条の2の規定に基づく認定

・くるみん認定④（令和7年4月1日以後の基準）＝8点

※次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定

- ・くるみん認定③（令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準）＝**7点**

※次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし②及び①の認定を除く。）

- ・トライくるみん認定（令和7年4月1日以後の基準）＝**7点**

※次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

- ・くるみん認定②（平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準）＝**6点**

※次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし①の認定を除く。）

- ・トライくるみん認定（令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準）＝**5点**

※次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）＝**4点**

※次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定

- ・行動計画策定済（令和7年4月1日以後の基準）※＝**2点**

※次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの（一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）が計画期間が満了していない行動計画を策定している場合に限る。）

- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝**8点**

- ④ 上記に該当する認定等を有しない＝0点